



理 由 書

本市では、都市計画の上位計画である都市計画マスタープラン等に基づき、多核連携型の都市構造を基本とし、住・商・工の適正な配置による機能的な都市活動の確保や良好な市街地環境の形成を図ることを目的として用途地域を定めている。

用途地域は、概ね5年に一度の一斉見直しを行っており、今回第8回の一斉見直しを行うものである。

土地利用の現況及び動向並びに都市施設整備の進捗等を勘案しつつ、都市計画マスタープランに示された目標とする土地利用を的確に推進し、良好な市街地形成と合理的な土地利用の推進を図るため、本案のとおり用途地域を変更しようとするものである。